

序章 はじめに

1. 計画の目的と位置づけ
2. 対象区域
3. 策定体制
4. 目標年次

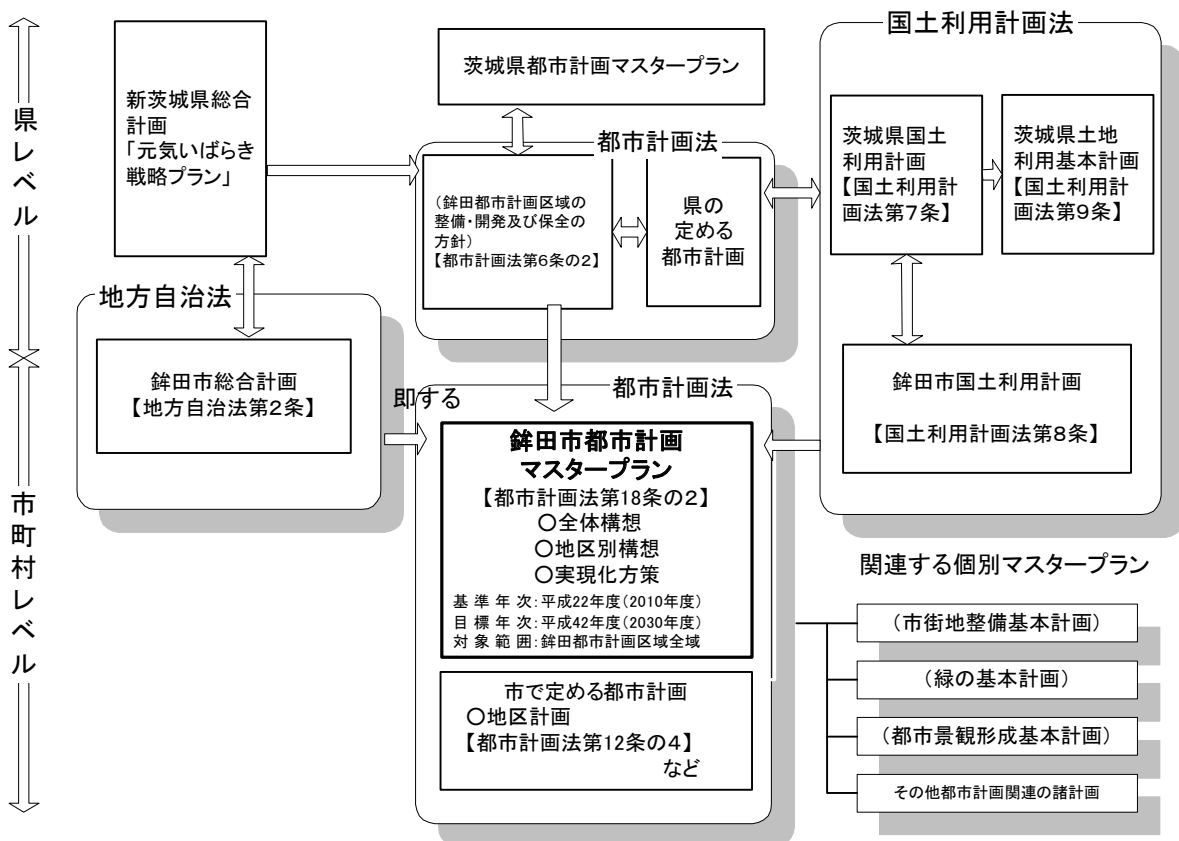


1. 計画の目的と位置づけ

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法（第18条の2）で定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。本計画は、概ね20年後の将来像を明確化するとともに、まちづくりの基本的な方針や、地区ごとの整備方針などを定め、今後の都市計画の指針を示していくものです。

銚田市は平成17年に旭村、銚田町、大洋村が合併し誕生しました。平成19年3月には「銚田市総合計画」を策定し、平成19年度には「銚田市国土利用計画」を策定しました。本計画は、これらの計画におけるまちづくり（都市計画）の分野を具現化するものといえます。

策定にあたっては、合併による地区の速やかな一体化を基本とし、地域性や独自性を尊重した市民参加によるまちづくり計画を目指しています。



2. 対象区域

本計画の対象区域は、銚田都市計画区域^{※注}(204.64km²)です。

※注： 都市計画区域とは、行政区域に関わらず、一体的な都市として、整備、開発及び保全する必要のある地域のことをいい、都道府県が指定するものです。

北浦における市町村境界について、平成 21 年 3 月 10 日付けで総務省告示がなされ、国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」(平成 21 年 4 月 1 日現在の速報値)を公表しました。

今回の測量で決定された銚田市の行政区域面積 208.18km²

(これまでの面積 203.90km²+湖面 4.29km²= 208.19km²) - 修正 0.01km²

3. 策定体制

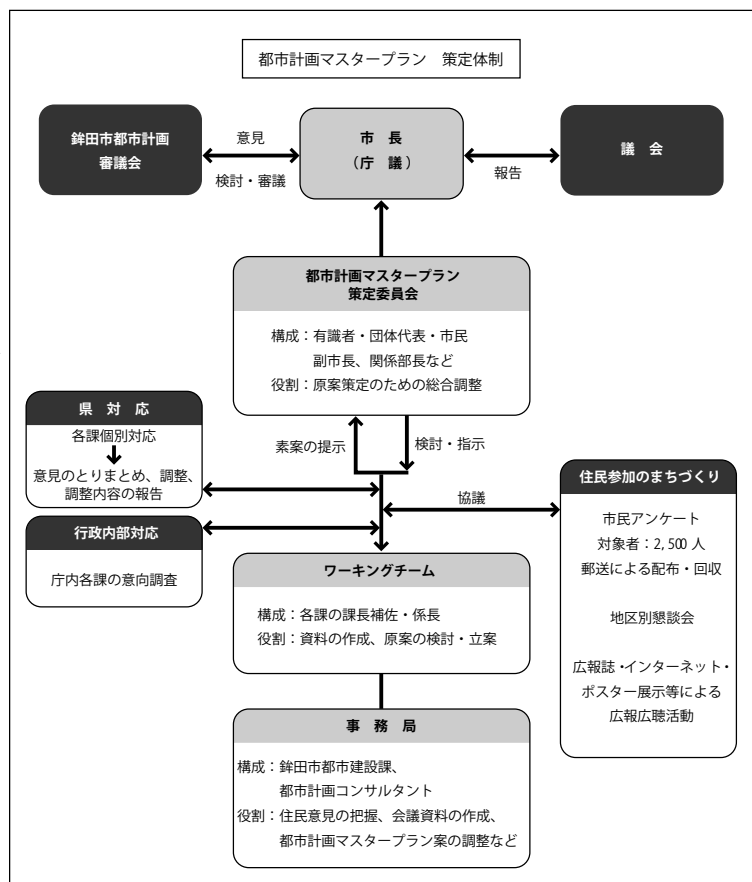
本計画は、以下の策定体制のもと、平成 20 年度～ 21 年度の 2 ヶ年において策定しました。

平成 20 年度においては、市民 2,500 人を対象としたアンケート、各種基礎的調査のほか、銚田市の現状や課題を整理するとともに、将来都市像や分野別の都市像を検討しました。

平成 21 年度においては、全体構想を踏まえつつ、地区別構想や計画実現のための方針を立案しました。

また、有識者等と関係部長による策定委員会と、課長補佐、係長等によるワーキングチームにより構成された庁内の策定体制で本計画を検討し、市長が計画案を都市計画審議会に検討・審議を依頼し、策定しました。

市民の意向については、上記アンケートの他に、平成 18 年度の「銚田市総合計画」策定の際の意識調査も参考にし、意見公募手続き(パブリックコメント)、地区別懇談会において意見を聴取しました。併せて、より広く都市計画マスタープランを周知するために、市報、ホームページなどにおいて情報提供を行いました。



4. 目標年次

目標年次は概ね 20 年後、平成 42 年(2030 年)とし、中間年次は平成 32 年(2020 年)を想定します。また、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて改訂を行います。